

2024年草の根育成助成 募集要項

公益財団法人草の根事業育成財団（以下、当財団）は、様々な社会問題を解決する諸団体と協働し、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが心豊かな市民生活を実現するために助成します。この助成は、身近な市民生活にあつて「こうあつたらよいのに」と気づいたことに取り組むスタートアップを育てることを大切にします。2024年(令和6年)は、この目的に合つた下記の助成対象事業を募集します。

1. 助成対象事業 下記の7分野に属する事業(利益を分配する営利事業は除く)

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑤教育、スポーツ等を通じて心身の健やかな表現と豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業

2. 募集対象者（応募資格）

東京都内に事業活動拠点を有する非営利目的の法人（NPO法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体。個人事業主や株式会社を背景にした任意の取り組みの赤字補填は申請受理することはできません。

3. 対象となる助成期間

2024年4月1日から2025年3月31日

4. 助成額

1事業あたり100万円を上限とします。

5. 助成対象経費と補助率

申請内容により区分します。区分は、次のどの事業に該当するかご確認ください。

- A. 新規/更新事業備品調達助成：事業開始に必要な備品或いは10年以上経過した事業の備品更新
- B. 新規事業助成：今年度初めて開始する事業
- C. 継続事業助成：同一事業内容で既に1年以上の実績があり継続しようとする事業
- D. 新規イベント助成：今年度初めて実施する事業で開催日が年間7日までの事業

事業分類（助成区分）

	対象経費	補助率
A. 新規/更新事業備品調達助成	備品購入費のみ	80%
B. 新規事業助成	全ての事業経費	60%
C. 継続事業助成	全ての事業経費	2年目 40% 3年目 20%
D. 新規イベント助成	全ての事業経費	60%
E. 対象事業への物品助成（※）	支援物品製作経費	100%

【これまでの対象事業事例】

人生 100 年時代と言われる現在、ボランティア活動などで生き方を大切にする活動支援も行います。

①ひろがれ！こども食堂

こどもの貧困や孤立について市民の理解とそれへの支援をすすめる。

②高齢者の健康フォローアップ事業

健康不安・健康維持増進に努めたいという高齢者への介護予防支援対策での協働。

③自転車修理技能講習

勤労意欲のある失業者に自転車修理ワークショップを開き就労に結び付ける。

④放課後の居場所づくり

学童保育所が終了した小学生・中学生・高校生の集まれる場所。

⑤中学生ハンドボールクラブの立ち上げ・運営

子どもの基礎体力が低下している。継続してスポーツを行える場「クラブ」を運営する。

⑥まちといろのワークショップ

このイベントは、参加者が小グループに分かれ、まちでいろを探しその色を共有し、絵を描く。

⑦Non-Border ボッチャ交流会

年齢・性別・国籍・スポーツ経験・障がいなど違いを超えて交流し“ゆたかなくらし”を目指す。

6. 申請方法

(1) 申請書類

「2024 年草の根育成助成交付申請書」をご使用ください。

※当財団のホームページからダウンロードできます。(3 月 1 日公開予定)

(2) 申請手順

①当財団のホームページから募集要項、交付申請書、申請書記入要領、草の根育成助成の手引きなど必要書類をダウンロードして、読み込んでください。

②手引きに沿って必要書類を作成してください。

③必要書類を当財団宛に郵送し、併せて E メールにてご提出ください。

※インターネット環境のない方は電話でお問い合わせください。

7. 問い合わせと申請受付期間

【募集問い合わせ期間】

2024 年 3 月 1 日～5 月 31 日

【申請受付期間】

2024 年 6 月 1 日～6 月 13 日(消印有効 E メールは必着)

8. 選考方法及び採否の通知

申請受付後、必要事項のチェックののち「草の根育成助成選考委員会」による審査選考を踏まえ、7 月末日までに採否結果を e メール速報通知します。

9. 選考基準

- ・地域の問題を適切に捉えているか。
- ・問題解決のために適切な事業計画となっているか。
- ・本事業を進める団体として適切か。
- ・継続的に事業を行うための資金計画となっているか。
- ・他の地域や団体への波及が考えられるか。

10. 助成金の交付方法

原則、事業完了報告書提出後、助成金額が確定したのち、1か月以内に団体指定銀行口座宛に振込みます。事業完了前の交付を必要とされる場合(助成内定金額の50%まで)は、所定の手続きの後当年10月以降に事前送金します。

11. 助成対象とならない事業

- (1) 申請団体が主管、主催でない事業
- (2) スポンサー、企業等の宣伝色の強いもの
- (3) 過去3年連続で草の根育成助成の助成金を受けた事業
- (4) 10年以上連続してすでに定着して実施されている事業(事業備品更新：助成区分Aは除く)
- (5) 会計規則の収益事業にあたるもの

12. 審査時に後順位になる事業

- (1) 参加対象者が特定グループや特定者に限定されている事業
- (2) 総事業費が5,000千円を超える事業
- (3) 経費の大部分が人件費・交通費に充てられている事業
- (4) 受益者負担(手引きを参照してください)を一切考えていない事業
- (5) 行政庁等の補助金等他の助成金も受けて実施される事業

13. その他

- (1) 申請書は返却しませんので、コピーを保管してください。
- (2) 申請後、採否の通知を受けるまでの間に、申請団体・連絡担当者の住所・連絡先等に変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- (3) 採択された助成事業は当財団のホームページ等を通じて公表しています。予めご承知ください。
- (4) 2025年5月に報告交流会を予定します。奮って参加ください。
- (5) 過去に助成金を交付した事業については過去の報告書も選考資料とさせていただきます。
- (6) 助成区分Eの簡易テントは、大きさが2種類あります。大きさを指定してください。

申請書送付先／問合せ先

公益財団法人 草の根事業育成財団 事務局

〒182-0024 東京都調布市布田 1-15-9-403

TEL : 042-427-4278 (平日 10:00~16:00)

FAX : 042-449-6942

電子メール : info@kusanoneikusei.net

ホームページ : <http://www.kusanoneikusei.net/>